浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　8　年　11　月　4　日

浦添市長　松本哲治

浦添市規則第５０号

浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則（平成25年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、別表」を「、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱が規定する徴収基準額表」に改める。

別表を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則（平成25年規則第22号）新旧対照表

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正後（案）</th></tr>
<tr><td>
浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則

平成25年３月29日

規則第22号

（費用の徴収）

第２条　〔略〕

２　前項の規定による費用の徴収額は、別表により市長が決定した額とする。

別表（第２条関係）

徴収基準額表
<table>
<tr><th>階層区分</th><th>世帯の階層（細）区分</th><th>徴収基準月額</th><th>徴収基準加算月額</th></tr>
<tr><td>A階層</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）による支援給付受給世帯</td><td>０円</td><td>０円</td></tr>
<tr><td>B階層</td><td>A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯</td><td>2,600円</td><td>260円</td></tr>
</table>
</td><td>
浦添市養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則

平成25年３月29日

規則第22号

（費用の徴収）

第２条　〔略〕

２　前項の規定による費用の徴収額は、未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱が規定する徴収基準額表により市長が決定した額とする。

〔削る〕
</td></tr>
</table>

C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯			5,400円	540円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D1	7,900円	790円
		15,001円以上21,000円以下	D2	10,800円	1,080円
		21,001円以上51,000円以下	D3	16,200円	1,620円
		51,001円以上87,000円以下	D4	22,400円	2,240円
		87,001円以上171,300円以下	D5	34,800円	3,480円
		171,301円以上252,100円以下	D6	49,400円	4,940円
		252,101円以上342,100円以下	D7	65,000円	6,500円
		342,101円	D8	82,400円	8,240円

		以上450,100円以下			
		450,101円以上579,000円以下	D９	102,000円	10,200円
		579,001円以上700,900円以下	D10	123,400円	12,340円
		700,901円以上849,000円以下	D11	147,000円	14,700円
		849,001円以上1,041,000円以下	D12	172,500円	17,250円
		1,041,001円以上1,222,500円以下	D13	199,900円	19,990円
		1,222,501円以上1,423,500円以下	D14	229,400円	22,940円
		1,423,501	D15	全額	左の徴収基準

		円以上			額の10パーセントの額。ただし、その額が26,300円に満たない場合は26,300円とする。

備考

1　C階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第１号に規定する均等割をいい、Ｄ１～D15階層における「所得割」とは、同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の７、第314条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

2　所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

3　当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合は、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

４　徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年７月１日を起点として取り扱うものとする。

５　徴収月額の決定の特例

(1)　同一世帯から２人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2)　入院期間が、１月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。（ただし、D15階層を除く。）

基準月額×その月の入院期間／その月の実日数

(3)　10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4)　児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がない場合は、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

６　世帯階層区分の認定

(1)　認定の原則

階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に当該児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについてその市町村民税の課税の有無等により行うものとする。

(2)　認定の基礎となる用語の定義

ア　「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し、時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ　「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就学の者は、原則として扶養義務者としての取り扱いはしないものとする。）及びそれ以外の３親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

7　この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用のうち市長が支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8　災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差支えないものとする。 9　平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認める世帯についても、A階層と同様の取扱いとする。	